

横須賀市監査委員公表

令和 7 年第 5 号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和 7 年 4 月 25 日付け横須賀市監査委員公表令和 7 年第 4 号をもって公表した定期監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 12 日

|          |   |   |      |
|----------|---|---|------|
| 横須賀市監査委員 | 鷹 | 野 | 加裕子  |
| 同        | 井 | 上 | 東    |
| 同        | 南 |   | まさみ  |
| 同        | 加 | 藤 | ゆうすけ |

## **[経営企画部]**

### **1 契約に関する事務**

契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等に報告しなければならないとされているが、FM放送番組制作委託（4月分）に係る完了検査において、検査書による報告がされていなかったもので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（広報課）

### **措置の内容**

完了検査において、検査書による報告がされていなかったことについては、契約事務取扱規程など、実務者及び確認者の契約事務への理解が不足していたことによるものであった。あらためて事務を進めるうえで必要な知識だけでなく、なぜ検査が必要なのかの理解を深めるため、令和7年5月に、広報課長が、経営企画部（企画調整課、都市戦略課、広報課）内の担当者から課長までの職員に対し、今回の指摘事項の内容共有及び具体的な契約事務の進め方について契約事務取扱規程等根拠法令の確認を行いながら研修を実施した。

## [総務部]

### 1 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長の専決事項とされているが、令和6年度神奈川県市町村移譲事務交付金（令和6年6月交付分）の交付決定について、総務部長及び財務課長への報告にかかる起案及び決裁がなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（総務課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の確認不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

### 2 契約に関する事務

「本庁舎電話交換装置保守管理業務委託」の予算執行伺について、当該案件の随意契約理由書及び仕様書を添付せず、別案件の同理由書等を添付したまま部長まで回議し、決裁を受けていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。（総務課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、当該案件の予算執行伺において、他の案件の添付文書と混同して添付し、起案してしまったものを、承認者、決裁者が正しい添付文書が添付されているという先入観から決裁処理をしてしまったためであった。今後は、予算執行について適正な事務処理を行うよう、令和7年4月に部内において担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

### 3 財産管理に関する事務

- (1) 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならないとされている。

郵便切手の管理において、所属長の確認欄が設けられていない任意の物品受払簿を使用していた。

また、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。（総務課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則に基づいた物品受払簿（第1号様式）の使用に関する認識不足及び切手の保有枚数と物品受払簿の残数の確認不足から生じたものであった。今後は、定められた様式に基づいて受払数の適正な事務処理を行うよう、令和7年4月に部内において担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (2) 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならないとされている。

郵便切手の管理において、郵便切手等の保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、所属長の確認欄が設けられていない任意の物品受払簿を使用していたので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（人事課）

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則の確認不足から生じたものであった。今後は、物品受払簿（第1号様式）により管理するとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、令和7年4月に部内において担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

## [文化スポーツ観光部]

### 1 支出に関する事務

- (1) 令和6年度横須賀市社会体育団体等補助金（鶴久保学区体育振興会補助金）の請求書について、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（スポーツ振興課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、書類受取時及び事務処理において記載内容の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、申請、交付決定、実績報告、請求、支出命令までの流れを再確認するとともに、交付決定通知日、請求日など整合性の確認及び複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (2) 令和6年度商店街プレミアム商品券事業補助金（久里浜商店会協同組合）の請求書について、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。（商業振興課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、書類受理時及び事務処理において記載内容の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、申請、交付決定、実績報告、請求、支出命令までの流れを再確認するとともに、交付決定通知日、請求日など整合性の確認及び複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

### 2 契約に関する事務

- (1) 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされているが、「横須賀美術館 有人警備及び駐車場管理業務（長期継続契約：令和5年12月1日～令和8年9月30日）」にかかる完了検査（令和6年4月～10月分）において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（美術館運営課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の確認不足から生じたもの

であった。

再発防止のため、OJTやマニュアルの整備等により同規程の確認を徹底し、複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (2) 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされているが、「横須賀美術館 清掃業務委託（長期継続契約：2022年10月1日～2025年9月30日）」にかかる完了検査（令和6年4月～10月分）において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。  
(美術館運営課)

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、OJTやマニュアルの整備等により同規程の確認を徹底し、複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (3) 横須賀美術館受付展示監視業務委託の支出負担行為に添付されていた見積書について、有効期限が過ぎていた。これについては、前回（令和4年度）及び前々回（令和3年度：教育委員会）の定期監査においても、同様の注意事項となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。  
(美術館運営課)

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、適切な見積書徴取時期の認識不足から生じたものであった。

再発防止策として、課内で改めて指摘事項について情報共有するとともに、適切な見積書徴取時期の認識共有及び有効期限の確認徹底と、複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

### **3 財産管理に関する事務**

予算決算及び会計規則によると、前渡金取扱者が資金前渡を受けたときは、確実な方法をもってこれを保管しなければならないと規定されている

が、有料道路通行料及び駐車場使用料の前渡金の管理において、資金前渡受払簿残高と現金残高との照合を行っていなかったため、資金前渡受払簿残高と現金残高がいずれも一致していなかった。今後は資金前渡受払簿残高と現金残高との照合を行い、適正な管理に改められたい。（観光課）

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、管理方法の不備と事務処理時の確認不足から生じたものであった。

観光課内において、再発防止のため、支出の際に該当支出項目からの支出であることを複数人で確認するとともに、令和7年4月に有料道路通行料と駐車場使用料の保管用袋を色分けし、視覚的に間違いが発生しないよう対策を講じた。

また、資金前渡受払簿残高と現金残高の照合を現金移動の都度確認の他、定期的に（1か月に1回）行い、今後は適正な管理を徹底する。

## [市議会議会局]

### 1 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により行われた全国市議会議長会基地協議会関東部会正副会長・監事・相談役会議における出席者負担金の支出について、令和6年7月30日に用務が終了したものの、令和7年2月12日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったもので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。

再発防止のため、本件が判明した令和7年2月に、今後は同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう改めて課内職員に周知徹底した。また、定期的に財務会計システムから未精算伝票を抽出することとし、事務処理に遺漏のないよう対策を講じた。

- (2) 政務活動費の支出に関し会派から提出された政務活動費収支報告書について、プロジェクター及びノートパソコンの支出項目が誤って資料購入費として計上されていたので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、政務活動費収支報告書の審査にあたり記載事項の確認不足から生じたものであった。該当会派に政務活動費収支報告書訂正願の提出を求め、その内容に基づき支出項目の修正を行った。

再発防止のため、令和7年4月に、指摘事項の原因及び今後に向けた適正な事務処理方法について課内職員に周知徹底した。

- (3) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、自家用車使用による交通費に係る証拠書類（運行記録簿）に走行距離は記載されていたものの、行き先が記載されていないものがあつ

たので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

(総務調査課)

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、政務活動費収支報告書の審査にあたり記載事項の確認不足から生じたものであった。該当議員に運行記録簿の追記を求め、遺漏のない状態に修正した。

再発防止のため、令和7年4月に、指摘事項の原因及び今後に向けた適正な事務処理方法について課内職員に周知徹底した。